

（仮称）磐田市こどもの権利条例について

1 制定の趣旨

磐田市では、「こどもの権利条約」や「こども基本法」等を踏まえ、こどもの権利に関する基本的な考え方などを定めた「（仮称）磐田市こどもの権利条例」を制定します。

こどもの身近な生活の場である市が条例を制定することにより、磐田市全体で、こどもの権利を理解・尊重し、こどもを誰一人取り残さずに、まち全体で健やかな成長を支えることで、すべてのこどもが幸せな状態で生活できる「こども”ど”真ん中社会」の実現を目指します。

2 こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべてのこどもたちが持つ権利を定めた条約で、第44回国連総会（1989年11月20日）において採択されました。世界で最も広く受け入れられている人権条約で、日本は1994年に批准しています。

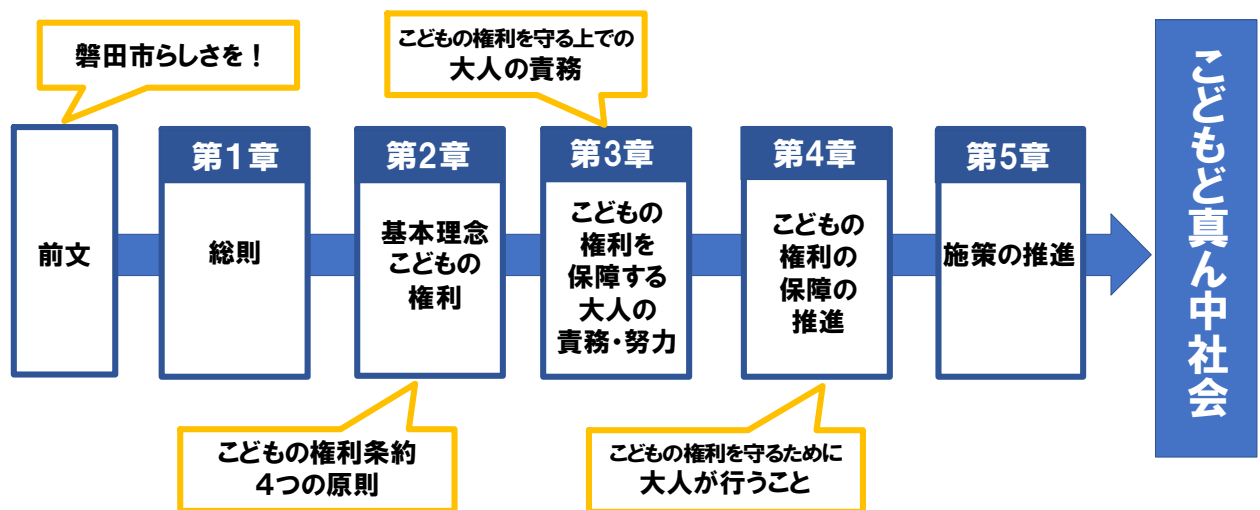
この条約は、こどもが権利をもつ主体であることを明確に示しています。こどもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

3 「こどもの権利条約」4つの原則

あらゆるこどもの権利の実現を考えるとときに合わせて考えることが大切とされるものです。この原則は「こども基本法」や「こども大綱」にも取り入れられています。

- 差別の禁止（差別のないこと）
- こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）
- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

4 （仮称）磐田市こどもの権利条例の構成【案】



【前 文】

【第1章】 総則

第1条 目的

第2条 定義

【第2章】 基本理念（こどもの権利）

第3条 差別の禁止

第4条 生命、生存及び発達に対する権利

第5条 意見の尊重

第6条 最善の利益

【第3章】 こどもの権利を保障する大人の責務・努力

第7条 市の責務

第8条 保護者の責務

第9条 学校等の責務

第10条 施設関係者の責務

第11条 地域住民の努力

第12条 事業者の努力

【第4章】 こどもの権利の保障の推進

第13条 こどもに優しいまちづくりの推進

第14条 こどもの権利の普及

第15条 権利の侵害からの救済

第16条 有害又は危険な環境からの保護

第17条 こどもの居場所づくり

第18条 子育て家庭等への支援

第19条 意見表明及び参画の促進（こども会議の設置）

第20条 こどもへの情報発信

【第5章】 施策の推進

第21条 報告

第22条 評価・検証